

入札・契約制度の概要

平成26年4月1日

1 入札方式

原則、事後審査型条件付一般競争入札とします。但し、緊急性を要する等合理的な理由のある場合については、指名競争入札によることができます。

2 対象案件

事後審査型条件付一般競争入札による発注は、設計金額50万円以上で事前に予定価格を公表する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、維持業務委託（樹木維持・公園植樹管理・除草）とします。

3 参加資格要件等

- (1) 経審点数及び完成工事高を基準として発注します（建設工事）。
- (2) 発注時の条件として本組合構成市町への入札参加資格者名簿の登録区分による地域要件を設定します。
- (3) 施工（履行）の確実性を担保するため、官公庁からの元請としての同種工事（業務）施工実績要件を設けます。また、配置予定技術者等に同種工事（業務）の施工（履行）実績を求めることがあります。
- (4) 必要に応じ、国家資格取得者の配置、工事成績等を条件に付することがあります。

4 入札手続き

- (1) 参加資格を満たす者は、入札に参加できます。
- (2) 事前の入札参加申請手続きは不要です。
- (3) 入札書を期限内に提出することで入札参加手続きが終了します。

5 予定価格の事前公表

設計金額50万円以上の案件については、予定価格を事前に公表します。ただし、随意契約による場合は、この限りではありません。

6 最低制限価格

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、維持業務委託については、随意契約による場合を除き、最低制限価格を設定します。

最低制限価格は、各々の経費を総合的に勘案した内容により設定します。詳細は、本組合ホームページ「入札・契約情報＞入札・契約関連情報＞入札制度＞最低制限価格制度について」をご覧ください。